

令和2年5月21日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

委託料改定（風しん第5期定期接種）
市区町村に係る請求書作成にあたっての留意点について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 薙 敏

委託料改定（風しん第5期定期接種）市区町村に係る
請求書作成にあたっての留意点について

令和2年度において風しんの第5期の定期接種の費用（以下、「定期接種費用」という。）が改定された市区町村につきましては、本年4月21日付け（健Ⅱ59F）、同5月1日付け事務連絡をもってご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より本会に対して、当該市区町村に対する定期接種費用の請求書（市区町村別請求書）作成にあたり、以下の点に留意するよう連絡がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、これに伴い、本会ホームページに「入力用ファイル（定期接種旧金額・新金額 合算請求用 現時点版）」を掲載いたしましたので、ご活用ください。

【定期接種費用に係る市区町村別請求書作成の留意事項】

同一月の請求内容が、

1. 新金額クーポン（令和2年4月以降実施分）のみの場合（旧金額を修正した場合も含む）は、従来どおりの方法で市区町村別請求書を1枚作成する。
2. 旧金額クーポン（令和2年3月以前実施分）、新金額クーポン（令和2年4月以降実施分）が混在する場合（消費税率も同一）は、以下の方法により、市区町村別請求書を1枚作成する。

①入力用ファイル（マクロあり）を使用する場合

右側の【計算スペース】には入力せず、直接、左側の請求書の該当欄に請求件数、請求金額（税抜）、請求金額（税込み）を合算して入力し、印刷する。（計算のために計算スペースを使用することは差し支えない）

②入力用ファイル（マクロなし）を使用する場合

「消費税10%市区町村別シート」の【計算スペース】に旧金額、新金額の件数、請求金額（税抜）をそれぞれ入力し、印刷する。（請求書に正しく金額が反映されているか確認してください。）

③手書き用ファイルを使用する場合

請求書の該当欄に請求件数、請求金額（税抜）、請求金額（税込み）を合算して記入し、印刷する。

※上記1、2に関わらず、従来、複数の実施月の請求が混在する場合、消費税率が異なるケースを除き、市区町村別請求書は月に1枚作成することとなっていることに留意。

